

みんな大事なひとり

市民と人権2018

尊い命

みんな仲間

ひとりじゃない



広島市人権啓発ポスター(平成30年度) 協力:広島県立高陽高等学校

特集1

「LGBTって何?」

～性の多様性について考える～P1～P2

特集2

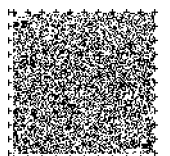
「コミュニケーションが苦手な人への支援」

～合理的配慮が職場を変える～P3～P4

様々な人権課題P5～P6

人権問題に関する各種相談窓口.....P7

広島市



平成30年1月31日に実施した人権啓発市民講座では、「LGBT」とは何か、言葉の意味や当事者の抱える社会生活上の困難など、まだ十分に知られていない「LGBT」の現状について、講師の野元さんにお話をいただきました。

多様な性のあり方や当事者の現状を知ること、私たちに何ができるのかを考えました。

セクシュアル(性的)マイノリティとは

セクシュアルマイノリティとは、一般的に想定される性規範と異なる人のことです。

セクシャリティとは性的指向と性自認の2種類の要素で構成されるものです。

性的指向:自分はどうような性別の人を
好きになるか

性 自 認:自分はどうような性別であると
思っているか

この二つを掛け合わせたものがその人のセクシャリティとなるため、いわゆるLGBTといわれる人だけでなく、様々なセクシャリティの人がいます。

また、マイノリティとは、少数派であるがゆえに、何らかの不利益を受けている人を意味しています。

セクシュアルマイノリティの現状

セクシュアルマイノリティを取り巻く現状は国によって大きく違いがあります。同性婚が認められている国がある一方、同性愛者というだけで逮捕される可能性がある国まで様々です。

性的指向という言葉から趣味・嗜好の問題と勘違いされやすいですが、セクシュアルマイノリティを取り巻く問題は時には生死にも関わる人権問題です。



LGBTとSOGI

LGBTとSOGIはどちらもセクシュアルマイノリティを表す言葉です。

【LGBT】

Lesbian: レズビアン (女性同性愛者)

Gay: ゲイ (男性同性愛者)

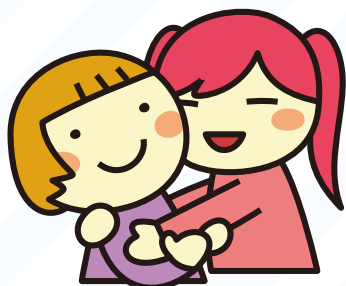
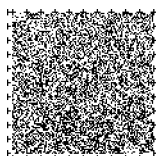
Bisexual: バイセクシュアル (両性愛者)

Transgender: トランスジェンダー (「身体の性」と「心の性」との不一致)

「LGB」は性的指向、「T」は性自認です。「Xジェンダー」(男女の枠にとらわれない性自認)や「アセクシャル」(恋愛としては人を好きにならない)など、LGBTに当てはまらないセクシャリティの人も多くいます。

【SOGI】

Sexual Orientation (性的指向) and Gender Identity (性自認) の略で、異性愛者を含むすべてのセクシャリティを表した言葉です。LGBTではすべてのセクシャリティを表現できないため、こちらの言葉が今後主流となるのではないかとされています。



ついて考える～

講師：野元恵水さん
一般社団法人広島県セクシュアル
マイノリティ協会代表理事



セクシュアルマイノリティの人たちが困っていること

セクシュアルマイノリティの当事者であることで、日常生活のいろいろな場面で困ったり、嫌な気持ちになったりしています。

- ・セクシュアルマイノリティをバカにして笑うような風潮がある
- ・差別的な言動を受けたり、好奇の目で見られたりしてしまう
- ・周囲に本当の自分のことを打ち明けられず、孤立してしまう
- ・性同一性障害の人※は性別変更が認められているが、変更の要件が非常に厳しい
- ・学校や職場で心の性のトイレを使えない
- ・制服やリクルートスーツなど、性別を特定する衣服の着用を強要される など

※「身体の性」と「心の性」が異なり、悩んでいる人

社会の動き

一方、セクシュアルマイノリティへの社会の理解も徐々に進んでいます。企業では同性パートナー間への携帯電話の家族割引の適用や、保険の受取人に同性パートナーを認めるなど様々な取り組みが行われています。

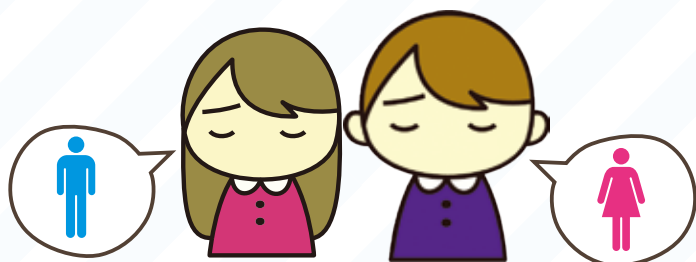
また、自社の広告へゲイカップルを採用するなど、セクシュアルマイノリティの支援を表明する企業も増えてきています。



身近に「いない」のではない

大手広告代理店の調査では、約13人に1人がセクシュアルマイノリティであるとされ、これは日本人に占める左利きの人や血液型がAB型の人と同じくらいの割合といわれています。

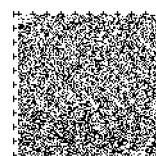
セクシュアルマイノリティの人は身近に「いない」のではなく、言い出せないだけかもしれません。自分の身近にも当事者はいるかもしれないという想像力を働かせることも大切です。



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2016年のリオオリンピックではLGBTであることをカミングアウトして参加した選手の数が増えました。

2014年からはオリンピック憲章にも、権利及び自由の項目に性的指向が明記されており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでもセクシュアルマイノリティへの対応が注目されています。私たちがセクシュアルマイノリティへの関心と理解を深めていく必要があります。



平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、発達障害者の能力を正当に評価し、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことが求められるようになりました。

平成30年2月8日に実施した人権啓発講座（企業向け）では、竹内さんを講師にお招きし、いわゆる「発達障害」を含む、コミュニケーションが苦手な人たちが能力を充分に発揮できる職場にするために適切な支援とは何かについて考えました。

発達障害とは

発達障害は、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある人は、コミュニケーションや対人関係を作るのが苦手で、その行動や態度が誤解され、敬遠されることも少なくありません。

発達障害はみんなの話

発達障害の研究の中で重視されるのが、コミュニケーションです。コミュニケーションは発達障害のある人だけでなく、誰もが行うものです。発達障害の話というのは、一部の障害を持った人の話ではなく、私たちみんなの話だと捉えて、支援の方法を考えていきます。



まずは相手の実態をつかむこと

発達障害の支援の中で重視するのは、相手の実態です。相手は何が得意で何を苦手としているのか、どんなことでつらい思いをしているのかといった実態をつかむことから始まります。

それぞれの実態に応じてコミュニケーションの方法を工夫することが支援となります。



実態に応じた支援

発達障害のある人には、聞く力の弱い人、話す力の弱い人、書く力の弱い人、計算する力の弱い人、状況や場の空気を読む力の弱い人などがいて、苦手なものは人によってさまざまです。それぞれの状況に応じて適した支援をすることが大切です。

【例】聞く力の弱い人

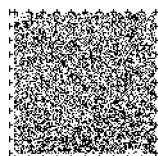
静かな環境の中にいても、話を聞き取って記憶したり理解したりすることが困難です。

（支援の方法）

話をする側が配慮し、話す場所を変えるなどして、話している内容にだけ集中できるような環境を整えるといった支援が必要です。

《注意!》

「ちゃんと聞きなさい」などの言葉は本人が「ちゃんと聞けず」に困っていることをただ指摘しているだけなので支援にはなりません。



援」～合理的配慮が職場を変える～

講師：竹内吉和さん

竹内発達障害支援コーポレーション代表
特別支援教育士スーパーバイザー
小田原短期大学保育学科専任講師



コミュニケーションのさまざまな支援の方法

職場などでの支援の方法について、いくつか具体例を紹介します。

●スケジュールの明確化

何時から何時まで何を行うのか、スケジュールを明確にし、共有することが大切です。特に終わりの時間を明確にし、その時間を守ることが必要です。

●視覚化・見える化

言葉だけでは伝わりにくいことがあります。伝えたい内容を文字で書いたり、図にしたりして目で確認することで、理解しやすくなります。

●ブローケンレコード

壊れたレコードのように、一つの内容を繰り返し、淡々と相手に伝えます。感情的にならず、淡々と繰り返すということがポイントです。

●今から何を話すのかを最初に伝える

話の最初に今から何を話そうとしているのか伝えましょう。何かしてほしいことを話す場合は、何をしてほしいのか、どのように行えばよいか見本を示すとより理解がしやすくなります。

支援の本質は褒めること

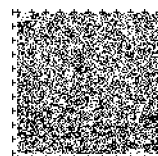
支援は相手を動かすことだけを目的に行っていると、ずっと支援をし続ける必要があります。支援の最終的な目標は、自立を目指すことです。自分でできるようになるためには、相手に自信を付けさせることが大切です。

そのために、「褒める」ということが支援を行う際の大きなポイントとなります。



障害者差別解消法

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。この法律により、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として不当な差別的取扱いをすることは禁止されています。また、国・都道府県・市町村などの役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められています。これらに対応するためにも、障害のある人のことをより理解していくことが大切です。



様々な人権課題

多様化していく人権問題について、正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

外国人の人権

平成30年6月末現在、約263万人の外国人が日本で暮らしています。こうした中、国籍や民族、生活習慣などの違いから、様々な問題が発生しています。

たとえば、「外国人であることを理由に、アパートやマンションへの入居を拒否された・就職を断られた・知らない人からジロジロ見られた」「日本語がうまく使えないことで嫌がらせをうけた」などです。

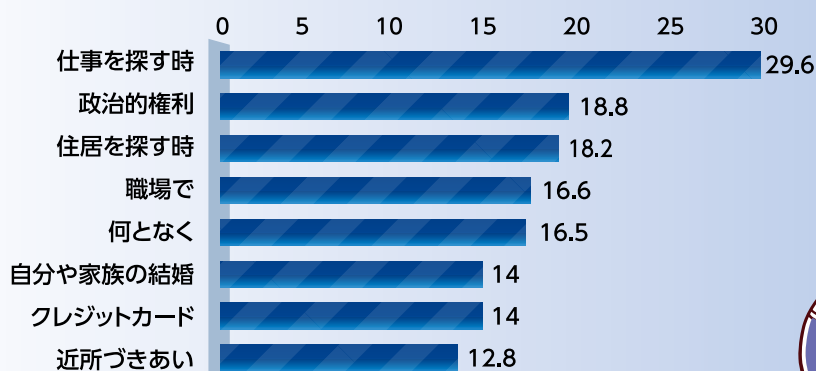
また、「ヘイトスピーチ」についても問題となっており、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。特定の国の出身であることを理由として、人々に悲しみや恐怖を抱かせる言動はあってはならないことです。



平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、中小企業をはじめとした人手不足の解消などを目的として、外国人労働者を受け入れる新たな方針が明記されており、日本に住む外国人は今後ますます増加することが予想されます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催もあり、外国人と接する機会は増えていくと考えられます。



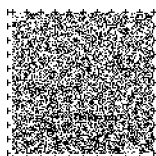
差別を感じる主な場面（複数回答：%）



広島市外国人市民生活・意識実態調査報告書（平成25年3月発行）より抜粋



広島市では平成30年9月末現在、約1万8千9百人の外国人が暮らしています。市民一人ひとりが健康で幸せに暮らしていくために、国籍や民族など異なる人々が互いに文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていく「多文化共生」の社会を実現させることが大切です。

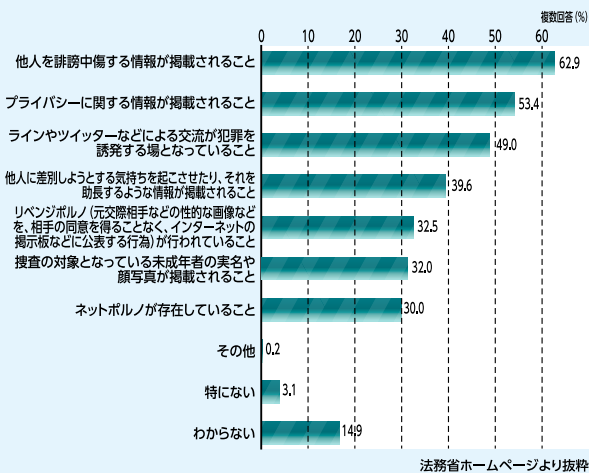


インターネットと人権

インターネットは情報発信、収集、人とのコミュニケーションなど、色々な場面で生活を便利にしてくれるものです。その一方で、匿名で簡単に情報発信ができることを悪用し、SNSを利用したいじめや、個人情報の無断掲載、差別的な書き込みなどの人権問題も発生しています。

誰でも簡単に利用できるインターネットでは、自分でも思わぬところで、被害者にも加害者にもなる可能性があります。怪しいサイトにアクセスしないなど、自分の身を守るのと同時に、ネットの向こう側にも自分と同じ人間がいることを理解し、ルールやマナーを守ってインターネットを利用しましょう。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から
インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか？



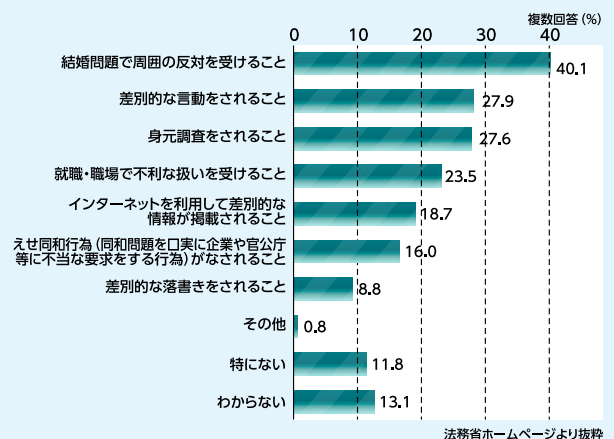
部落差別等の同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の中で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が発生しています。このような状況の中、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人ひとりが、同和問題を理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。

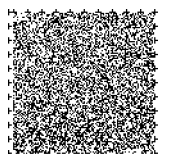
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から
部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



その他の人権課題

このほか、法務省では、以下の項目についても「啓発活動強調事項」として定め、問題の解決に向け取り組むこととされています。

- 女性の人権を守ろう ○子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう ○アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう ○東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



人権問題に関する各種相談窓口

●人権擁護委員による人権相談

各区役所で人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00～16:00 (1人30分)

相談方法 相談日当日の8:30から電話で予約を受け付けます。(先着6人)

予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

※相談日が祝日、8月6日、8月13日～16日、12月28日～1月4日にあたる場合は相談がありません。

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925

相談場所	相談日	電話番号(直通)
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706

●全国の法務局・地方法務局が開設している相談窓口

いじめ、セクハラ、差別、配偶者やパートナーからの暴力といった悩みごとなど、日々の暮らしの中で起こる様々な問題について相談を受け付けています。

みんなの人権110番



0570-003-110

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

受付時間 平日8:30～17:15

女性の人権ホットライン



0570-070-810

※IP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30～17:15

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。
受付時間 24時間

外国語人権相談ダイヤル

(foreign-language
Human Rights Hotline)



0570-090-911

対応時間 平日9:00～17:00

対応言語

English(英語)、中文(中国語)、한국어(韓国語)、
Filipino(フィリピン語)、Português(ポルトガル語)、
Tiếng Việt(ベトナム語)

子どもの人権110番



0120-007-110

※一部のIP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30～17:15

登録番号	広G9-2018-264
名称	みんな大事なひとり 市民と人権2018
主管課 所在地	広島市市民局人権啓発部人権啓発課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2165 FAX 082-504-2609 E-mail jinken@city.hiroshima.lg.jp
発行年月	平成30年10月
印刷会社名	株式会社ニシキプリント

(この冊子は法務省委託事業で制作しております)